原議保存期間
 10年(令和13年3月31日)

 有効期間
 一種(令和13年3月31日)

庁内各局部課長 各附属機関の長 各地方機関の長 各都道府県警察の長 警察庁乙官発第9号 令和2年12月28日 警察庁次長

都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いについて (依命通達)

警察法(昭和29年法律第162号)第78条第1項の規定に基づき都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いについては、「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令の施行について(依命通達)」(昭和39年5月16日付け警察庁乙官発第16号。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、この度、別添のとおり、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する要綱を定めるとともに、業務の合理化を図るため、従来使用していた様式の一部を見直したので、その運用に遺憾のないようにされたい。旧通達については、この通達の実施に伴い廃止する。

命により通達する。

都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する要綱

1 無償使用の申請

都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令(昭和39年総理府令第14号。以下「府令」という。)第2条の規定による警察本部長の財産等の無償使用の申請は、それぞれ次に掲げる申請書により行うものとする。

- (1) 財産 警察用国有財産無償使用申請書(様式第1)
- (2) 物品 警察用国有物品無償使用申請書(様式第2)
- 2 財産の管理

警察本部長は、財産を管理するに当たっては、府令第6条及び第7条に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 現状の調査

警察本部長は、随時、財産の現況を調査して、特に次に掲げる事項に注意する。

- ア 財産の使用目的及び使用状況が適当であるかどうか。
- イ 財産の維持保存上不完全な点がないかどうか。
- ウ 火災発生の原因となるおそれがないかどうか。
- エ 電気又はガスが漏れるおそれがないかどうか。
- オ 給排水施設は、水行上支障がないかどうか。
- カー土地の境界が侵される又は不明の点がないかどうか。
- キ その他財産の管理上必要なこと。

(2) 職員等の居住禁止

警察本部長は、財産の用途が宿舎以外の建物には、職員又はその他の者を居住させてはならない。ただし、警察本部長が必要があると認める場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を部局長に提出し、その許可を得て居住させることができる。

- ア 職員その他の者を居住させる理由
- イ 当該財産の口座名、所在地名及び地番
- ウ 居住建物の名称及び番号
- エ 建物の一部に居住させるときは、その区域を示した図面
- オ 居住させる者の職氏名及び家族数
- カ その他参考となるべき事項

3 物品の管理

警察本部長は、物品を管理するに当たっては、次に掲げる事項を内容とする都道府 県公安委員会規則を制定し、管理事務の適正を期するものとする。

- (1) 警察本部長を管理の機関とする。
- (2) 警察本部長の管理する物品の出納、保管及び現況に関する事務(出納命令に係る事務を除く。)を行うため、物品出納員を設置する。

- (3) 物品出納員は、会計課長の職にある者をもって充てる。
- (4) 本部の課、警察学校、機動隊及び警察署の物品の供用に関する事務を行うために 物品供用員を設置する。
- (5) 物品供用員は、課においては課長、警察学校においては校長、機動隊においては 隊長、警察署においては署長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- (6) 物品の管理手続を定める。
- (7) 物品の検査について定める。

4 弁償

- (1) 府令第13条に規定する「都道府県警察の責に帰すべき理由」とは、都道府県警察 において、財産等を管理する職員又は使用する職員が、故意又は重大な過失により、 財産等を亡失し、又は損傷し、国に損害を与えたことをいう。
- (2) 部局長等は、財産等の亡失又は損傷に係る損害額が20万円以上の場合で、都道府 県警察の責に帰すべき理由がないと認め、弁償させないときは、あらかじめ次に掲 げる事項を所管の管区警察局長(北海道にあっては北海道警察本部長)を経て、長 官に報告し、その承認を受けなければならない。
 - ア 当該事項の発生した官署名
 - イ 発生日時及び場所
 - ウ 亡失(損傷)財産等の明細
 - 工 亡失(損傷)額
 - 才 亡失(損傷)原因
 - カ 関係責任者に対する懲戒処分等の状況
 - キ 弁償をさせないこととした理由

5 実地監査

管区警察局長及び北海道警察本部長は、所管の部局について、府令第16条の規定に 準じ、実地監査を行い、及び必要な指示をすることができる。

6 無償使用させる警察通信用物品

府令第1条第2号に規定する物品のうち警察通信用物品を無償使用させる場合は、 次により処理する。

(1) 無償使用させる物品の範囲

別に定める物品の品目のうち、次の条件に合致するものとする。

- ア 都道府県警察が使用する物品で、都道府県警察本部に設置若しくは定置してあるもの又は保守その他の便宜のため、管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部(県情報通信部を含む。)若しくは方面情報通信部(以下「情報通信部等」という。)に保管してあるもの。
- イ 都道府県警察が使用する物品で、警察署等に設置又は定置してあるもの。
- (2) 無償使用の条件

府令第4条第7号に規定する条件として、次に掲げる事項は必ず付する。

- ア 修理、改造及び保守等を行う必要があると認めるときは、情報通信部等はいつでも行うことができる。
- イ 物品の設置場所又は定置場所の変更を行うときは、承認を受ける。
- (3) 無償使用の開始及び終了の時期
 - ア 工事を伴う物品についての無償使用の開始の時期は、当該設置工事の完了のと きとし、無償使用の終了の時期は、当該撤去工事の着工のときとする。
 - イ 工事を伴わない物品については、情報通信部等と都道府県警察との間で、実際 に物品の授受が行われたときとする。

(様式第2甲)

警察用国有財産無償使用申請	語言	曲	田	伷	信.	無	产	財	右	国	田	数宏
---------------	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	----

第 号

年 月 日

内閣府所管国有財産管理部局長

氏名 殿

都道府県警察本部長

氏 名

○○都道府県警察の用に供するため、次の財産を無償使用したいから、警察法第 78条第1項に基づき申請する。

口座 名									
所在地名及び地番									
区 分	種目	数量							

警察用国有財産無償使用許可書

 第
 号

 年
 月

 日

内閣府所管国有財産管理部局長

氏 名

上記申請は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の 取扱いに関する内閣府令(昭和39年内閣府令第14号)及び次の事項を守ることを 条件に許可する。 警察用国有物品無償使用申請書

第 号

年 月 日

物品管理官

氏名 殿

都道府県警察本部長

氏 名

○○都道府県警察の用に供するため、次の物品を無償使用したいから、警察法第 78条第1項に基づき申請する。

分	類	Π	細	分	類	品	目	数	量	備	考

警察用国有物品無償使用許可書

第

年 月 日

物品管理官

氏 名

上記申請は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の 取扱いに関する内閣府令(昭和39年内閣府令第14号)及び次の事項を守ることを 条件に許可する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

警察用国有物品無償使用申請書

第

年 月 日

物品管理官

氏名 殿

都道府県警察本部長

氏 名

○○都道府県警察の用に供するため、次の物品を無償使用したいから、警察法第 78条第1項に基づき申請する。

- 1 年度警察庁予算により調達される物品
- 2 年度において管理換を受ける物品

警察用国有物品無償使用許可書

 第
 号

 年
 月

 日

物品管理官

氏 名

上記申請は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の 取扱いに関する内閣府令(昭和39年内閣府令第14号)及び次の事項を守ることを 条件に許可する。

- (備考) 1 この様式は、通信用物品以外の物品に使用することができる。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。